

答申第 29 号
平成27年 2月 6日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成25年 9月18日付け青教員第353号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

教員の体罰に関する書類についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表 2 及び別表 3 に記載した部分（別表 4 に記載した部分を除く）については開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成25年 5 月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次の行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 昨年度三沢市の小学校で起きた体罰に関する、三沢市教育委員会からあがってきた報告全ての文書
- (2) (1)の加害教員におりた処分に至るまでの会議録、又、関連文書
- (3) (1)の加害教員が行った体罰に関する全ての文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、(1)、(2)及び(3)の行政文書については条例第 7 条第 3 号に、(2)及び(3)の力の行政文書については同条第 3 号及び第 7 号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年 6 月10日、異議申立人に通知した。

(1) 事故報告に係る書類

- ア 三沢市立〇〇〇小学校事案に係る追加書類の提出について（平成25年 1 月21日 付け上北教育事務所岩淵主幹）
- イ 職員の事故（体罰）について（平成25年 1 月11日付け三沢市教育委員会教育長）
- ウ 県費負担教職員の事故報告について（平成24年12月14日付け上北教育事務所長）
- エ 職員の事故（体罰）について（平成24年12月11日付け三沢市教育委員会教育長）

(2) 懲戒処分に係る書類

学校職員の懲戒処分について（平成25年2月6日付け処理起案）

(3) その他体罰に係る書類

- ア 三沢市立〇〇〇小学校教諭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への対応について（平成25年4月11日付け処理起案）
- イ 県費負担教職員の事故報告について（平成25年3月15日付け上北教育事務所長）
- ウ 〇〇〇小学校体罰に係る〇〇〇の事実確認結果について（平成25年3月14日三沢市教育委員会教育長）
- エ 報告書（平成25年3月12日付け〇〇〇教育委員会教育長）
- オ 県費負担教職員の事故報告について（平成25年3月1日付け上北教育事務所長）
- カ 体罰事案の報告書について（平成25年2月22日付け三沢市教育委員会教育長）
- キ 〇〇〇教諭について（平成25年2月21日付け〇〇〇教育委員会）
- ク 三沢市立〇〇〇小学校教諭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について（平成25年3月8日付け処理起案）
- ケ 〇〇〇教諭が行った体罰に対する〇〇〇〇〇〇〇〇〇（平成25年3月8日〇〇〇〇、〇〇〇〇〇）
- コ 三沢市立〇〇〇小学校教諭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について（平成25年2月18日付け処理起案）
- サ 〇〇〇教諭が行った体罰に対する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（平成25年2月18日〇〇〇〇〇〇〇）

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年8月9日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件の不開示部分のうち、次の二重線の部分以外の部分について、不開示決定の取消しを求める。

氏名、生年月日、性別、現住所、本籍地、電話番号、家族構成、私印の印影、職業、勤務先、事務分掌、経歴、血液型、児童の年齢、所持免許、学年・学級、市町村の名称、文書番号、公印の印影、施設の名称、給食指導に係る取組の名称、相談内容、言動、内心、陳情の内容

事情聴取の内容

処分の目安に照らしての量定判断

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 体罰は県の公務員である教諭が第7条の3号ハには当たらない公務遂行中に行つた不法行為、暴力であり、そこにプライバシーという見解から開示できない部分があるとは思えない。まして加害教諭は「体罰という認識はなかった」と話しており、後ろ暗い事実がないのであれば、どういう理由で「蹴る」「叩く」「罵る」行為が体罰ではない指導だと思つてたのか、またその行為が過ちであつたと気付くに至る経緯までを公表すべきである。不開示により県民はその教諭がこの体罰、また処分に対し、どのような気持ちでいて反省しているのか、今現在どのような気持ちで子供たちに接しているのかを知る由はない。ここは一番県民が知っておくべき大事な部分ではないだろうか？この部分を不開示とすることにより、今後この加害教諭が担任を受け持った時に保護者との信頼関係を築く障害になり得ると考える。
- (2) 顛末書や報告書で加害教諭がなぜ事後対応を取らなかったのかという部分が黒く塗りつぶされている。ここは教員として事後対応は不必要、と判断している部分であり、プライバシーという概念は当てはまらず、開示して何が問題なのかが分からない。むしろ開示できない程ひどい内容なのかと邪推してしまう。公的な職務に就くものが県民に公表できないような言動をし、それを教育委員会が教師を守るために公表せず、県民が知る事が出来なくなれば、教室という密室ではさらに何か保護者に見せられない、聞かせられないような事態が起きているのではないかと疑われても仕方がないと思う。事実、そうであつたために起きた体罰事件である。保護者は子供を安心して学校に通わせる事はできず、常に学校に子供を人質に差し出す心境で送り出さなくてはいけなくなる。事実私どもは今現時点、そのような心境で学校に送り出している。
- (3) 県民の支払った税金から給与が支払われている教諭に対してどのような処分をどのような理由、量定判断、によって行われたのか、また教師の発言等を明らかにする事は公開条例第1条にある説明責任を果たすという観点からも必要であり、また県民の県政についての知る権利でもある。教育委員会にはそれを県民に説明する責務があるはずである。
- (4) 県が加害教諭本人に行つた事情聴取は、処分において重要なものであり、加害教諭の事情聴取が公開されなければその教諭が嘘偽りの無い真実を述べていたのか、自分に都合のよいように取り繕つた答弁をしていたのかが分からず、これと量定判断を不開示にされると公正に判断されたのかどうかが県民にはわからない。これは情報公開条例第1条に反する。
- (5) また、教師の言い分が開示されない事が慣例ならば、教師はいくらでも嘘をつき、

自分を弁護する事ができる。被害児童には自己弁護をする機会はないにも関わらず、である。現に本件に関して被害児童、また周りにいた児童は学校、市教育委員会、県教育委員会いずれからも事情聴取を受けていない。教師の事情聴取を元に処分が下されたのならなおさら県民に説明の責務があると思う。

むしろ事情聴取が開示対象になると、教師は虚偽の発言が許されなくなるので真実を話すことになり、今後の体罰事件への抑止力ともなると思う。

そもそも、事情聴取の内容を開示したとしても、一般市民がその内容から個人を割り出す事は容易ではない。まして加害教諭は遠方の市町村立学校に転任しているのでさらに困難であると思われる。被害児童が通う学校関係者が開示請求した場合は保護者会にて被害者児童、保護者が誰なのかが知らされているため元々被害者、加害者の氏名を知っているので問題はなく、むしろ真実と嘘の入り混じった誇張された噂よりも真実を知ることにより客観的に事実を知る事ができ、公平さが保たれると思う。

さらに、本件に関する報道は断片的な情報の羅列のみだったため被害児童一名が悪ふざけをしていたため教師が手に負えずに蹴った、と取れる内容になっていた。一部開示された文書も前後が黒塗りされている事によりそのようにとれる。事情聴取の内容や事故内容を正しく開示することにより、報道による二次被害を被っている被害者の名誉回復へもつながる。

- (6) 少なくとも県は被害者家族に対し説明責任はあると思う。

これは情報公開条例第9条、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号または第2号に該当する情報をのぞく。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する事ができる、に相当すると考える。

- (7) 本件処分において平成25年6月10日付の通知書によると別紙2にて情報公開条例第7条第3号及び第7号に該当するとして大部分を不開示とする旨が記されていたが、別紙1（添付書類①）には加害教諭の氏名、管轄市町村名、管轄事務所名、学校名、陳情書を送付した者の氏名、関係文書の日付等全てがはっきりと明記されており、別紙2にて開示しない理由として挙げている個人の権利利益を害するおそれがある、特定の個人を識別する事ができる、という部分に矛盾が生じる。

- (8) 理由説明書に対する反論

ア 第4の1の(2)について（本答申の「第4 実施機関の説明要旨」）

本件では「後頭部に蹴りを一発入れたため戒告」となっているが、実際はもっと細々とした体罰が被害児童だけではなく他の児童に対してもあった事は事実である。

人間が判断してマジックで塗りつぶして送付しているので、個人の権利、利益を害する部分以外を部分的に開示することは概ね可能であると考ええる。

イ 第4の2の(3)について

加害教諭の住所、氏名、年齢等個人を特定できる情報の開示は一切求めていな

い。戒告という処分に関する書類もすでに開示情報とされ手元に届いており、3月21日には県教育委員会自ら発表しているため、教育委員会の特定の教諭が懲戒処分を受けた事実は保護すべき個人情報であるという主張は理解しかねる。事情聴取の内容、内心等は指導過程で起きているものであり、加害教諭自身はこの体罰に対して、「体罰という認識は無かった」「暴力、という事ではなく指導の仕方が間違えていた」と再三主張しており、公務遂行中に起きた事由であり、そこに保護すべき個人情報があるとは思えない。

公正かつ円滑な人事の確保とは、簡単に調査を終える事ではなく、「公正かつ平等に」双方から事情を聴いて、正しい事実を認識して初めて行えるものではないだろうか。片方からのみ話を聞いて認定し、処分を下している以上はそこにどのような公正な量定判断があったのか、また戒告程度で妥当と判断させた事情聴取を開示されなければ県民は教育委員会が本当に中立な立場として公正に処分を下したのかどうか分からない。これは条例第1条、県民の知る権利である。

ウ 第4の1の(3)のアについて

県が直接加害教諭本人に行った事情聴取は、処分決定において重要なものである。申し立て者が特に公表してほしいと望んでいる量定判断、事情聴取は一般的な公務に関する質問であり、また職務遂行中に起きた事に係る質問であり、本件はわいせつ案件などではないので通常他人に知られたくない内心が書かれているとは思えない。もし公表できないような心情がつづられていたとしたら、(例えばただ単に当該児童の事が嫌いだったから等)そのような教諭が指導改善研修等を受ける事なく教壇へ立ち続ける事が出来てしまう事にも疑問を感じる。

後ろ暗い事が無いのであればむしろ公にする事により加害教諭の名誉回復にもつながるのではないか。

エ 第4の1の(3)のイについて

青森県教育委員会の説明によると、体罰が起きた際に警察のように「わざわざ」被害児童に状況を聞く事は無いとの事だった。

これを踏まえて、公表しない事が前提で行われた事情聴取でこの教諭が事実を述べたのか、それとも自分の身分を守るために嘘の供述をしたのかが分からない。また、加害教諭は保護者に対し平気で嘘を何度もついていた。

保護者の尋ねた頭の痛みについては自分が行った体罰によるものなのに体罰については一切話さなかった。そのような教諭が本当の事を話したのかいささか疑問である。

オ 第4の2の(1)のイについて

事情聴取の内容が開示される、されないに係らず、後ろ暗い理由が無く、なるべくして起きた体罰であれば、正当性を証明すべく、堂々と事実をありのままに話すと思う。逆に体罰の背景に正当な理由が無く、非難されるような内容と自分が認識していれば事実をありのままに話すとは思えない。その時点で情報開示を恐れて、意識している教員がいるとは到底考えられない。

事情聴取を受けるような立場に置かれた教師がまず考えることは、今後の自分の立場、また懲戒処分になるかどうか、なんとか軽い処分で終わりたいという事であり、事情聴取の内容が開示されるかどうかなどと意識しているとは思えない。それどころか、「情報開示」という制度がある事すら知らない教員もいる事も事実ではないだろうか。少なくとも私の教員をしている友人たちは私が情報開示をするという話をした時、「よくそんな面倒な事をするね。ありきたりな答えしか書いていないと思う。」という反応であった。

保身のために嘘をついているのかどうか、開示されなければ永遠にそれは明るみに出る事は無い。この事を以前教職員課に問い合わせた際には「少なくとも教諭が嘘はついていない、という前提で事情聴取の内容を認定している」との回答を頂いている。そこまで全教員に対して絶対的な信頼をおいているのであれば、県教育委員会がこの事情聴取の内容を総合的に考えて、児童からの聞き取りは一切せずに教諭の言い分のみを認定したというのであれば、公平さを保つためにも堂々と開示するべきではないのかと思う。

カ 理由説明書全般に対して

事情聴取、量定判断は、処分決定において最も重要な部分である。また、公務遂行中に起きた事由であり、公務遂行に個人的感情が含まれているとしたら、問題なのではないかと思う。

教員の間ではある程度の量定判断に対する知識はすでにあるものだと私は認識している。教育委員会に教師が出向している以上、その手法を知ろうと思えば過去、現在の同僚などに聞くなどし、その内容に詳しい人を紹介してもらい、隠ぺいに関するアドバイスを聞く事は決して難しくはないであろうことは容易に考えられる。

また、事情聴取、量定判断を開示にすることを前提に事情聴取をする事により、被聴取者から真実を引き出せるという教育委員会の主張は全く理解できない。

実際、量定判断、事情聴取内容を開示していない現状を見ても、本件加害教諭は保護者に嘘をつくなどして体罰を隠ぺいしようとしていたように私には見える。事情聴取の開示により、いくらでも嘘の発言が許されたことも想像に難くない。

私は事情聴取、量定判断を開示する事は体罰の抑止力になると確信している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由

- (1) 氏名、生年月日、性別、現住所、本籍地、電話番号、家族構成、私印の印影、職業、勤務先、事務分掌、経歴、血液型、児童の年齢、所持免許、学年・学級、市町村の名称、文書番号、公印の印影、施設の名称、給食指導に係る取組の名称に関する情報について

懲戒処分を受けた教職員、体罰を受けた児童、当該児童の保護者等に係る「所属」（所属を特定し得る情報を含む。）、「氏名」、「生年月日」、「住所」等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第3号本文に該当するものと判断される。

その上で、懲戒処分等を受けた教職員に係るこれらの情報の同号ただし書ハの該当性を検討した場合、特定の教職員が懲戒処分等を受けたという情報、すなわち教職員の身分取扱いに係る情報については、確かに公務員としての「職務に係る情報」であるとは考えられるものの、公務員が行政機関又はその補助員として、担任する事務を遂行する場合における当該情報を指すものではないと考えられることから、「職務の遂行に係る情報」（同号ただし書ハ）には該当しないものと認められ、結果、不開示とすることが妥当と判断した。

- (2) 相談内容、言動、内心等の内容に関する情報について

当該部分には、体罰の被害児童の学習態度及び指導状況、体罰を受けた児童の保護者の学校長等に対する訴え、相談等の内容その他の言動、懲戒処分等を受けた教職員の前任校における体罰に関するアンケートに対する児童及び保護者の回答内容等が記録されており、これが公にされることにより、たとえ教職員、児童等の氏名等を不開示とした場合でも、なお個人の権利利益を害するものと認められることから、不開示とすることが妥当と判断した。

- (3) 事情聴取の内容に関する情報について

事情聴取は、職員の不祥事等の発生に伴い事故報告書が提出されたことを受け、懲戒処分等の人事管理に係る事務を行うに当たり、事実関係及び動機等を確認するため、関係する教職員等と面談の上行っているものであり、事情聴取記録は、聴取内容を記録しているものである。具体的には、被聴取者の所属、職名及び氏名、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名の他、被聴取者からの聴取内容が一問一答形式で直接記録されているものであり、以下に掲げた二つの不開示理由に該当するものと認められることから、その全体を不開示とすることが妥当と判断した。

ア 個人情報に該当（条例第7条第3号）

教職員からの聴取内容が記録された部分については、教職員個人の内心の状況等が直接記録されており、これが公にされた場合には個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 事務事業情報に該当（条例第7条第7号）

当事者からの事情聴取の内容が直接記録されている行政文書を開示することとした場合には、今後同種の事情聴取を行う場合に、当事者が自己の証言の内容が

明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも考えられるなど、教職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 処分の目安に照らしての量定判断に関する情報について

県教育委員会が教職員に対して懲戒処分等を行うに当たっての処分等の量定の基準について、自動車事故又は道路交通法違反に係る事案に関しては、処分等の量定の基準を定めているが、それ以外の事案については、処分等の量定の基準及びこれに相当するものは特に定めていないことから、体罰に係る処分等の量定を決定するに当たっては、体罰に至る経緯、体罰の態様、被害の状況、事後処理等の諸事情を踏まえた上で、具体的にどのような情報を参考とすべきかについて、事案に応じて個別に検討しているところである。

このため、量定決定に係る具体的な評価の過程及び評価の観点等を開示することとした場合には、懲戒権者による評価の手法そのものを公にすることになり、今後同種の処分等を行う場合において、事前に当該内容を把握した関係者が自らの処分等の実施を免れ、又は量定の軽減を図るために、何らかの隠蔽又は防衛等を図ることが懸念され、結果として適正な処分等の実施が妨げられるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とすることが妥当と判断した。

2 異議申立ての理由に対する考え方

(1) 「教師の言い分が開示されない事が慣例ならば、教師はいくらでも嘘をつき、自分を弁護する事ができるが、開示対象となる場合には、教師は虚偽の発言が許されなくなるため、真実を話すことになり、今後の体罰事件への抑止力ともなる」との主張に対して

ア 事情聴取は、教職員課から特に説明はしていないが、被聴取者においては、当然に当該調書が教職員課限りで取り扱われ、これが外部に対して公開されることは一切ないとの前提の下で、事実をありのままに証言しているものと認識している。

イ 仮に、当該調書について、一部であってもこれが開示されることとなった場合、今後、被聴取者においては、自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれて、事実をありのままに証言することをためらうことも予想され、結果的に、今後の体罰事件への抑止力になるどころか、教職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号または第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められ

るときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する事ができる、に相当する」との主張に対して

本件については、県教育委員会として、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められるような特殊な事情はないと判断したものである。

- (3) 「体罰は県の公務員である教諭が第7条の3号ハには当たらない公務遂行中に行った不法行為、暴力であり、そこにプライバシーという見解から開示できない部分があるとは思えない」との主張に対して

体罰は、児童生徒への指導過程で発生しているものであることから、体罰に係る事実関係については、不開示事項には当たらないものと認識しているが、特定の教諭が懲戒処分等を受けた事実、事情聴取の中で話している被聴取者の内心等については、保護すべき個人情報であると考えられ、また、公正かつ円滑な人事の確保という観点からも、事情聴取記録、量定判断等について開示することは適当ではない。

- (4) 「一部開示決定通知書の別紙1に記載されている「開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称」に加害教諭の氏名、管轄市町村名、管轄事務所名、学校名、陳情書を送付した者の氏名、関係文書の日付等が明記されており、同通知書の別紙2「開示しない部分」及び「開示しない理由」の内容と矛盾している」との主張に対して

今回の事務処理の誤りは、あってはならないことであることから、事務処理の誤りに対する矛盾の指摘に対しては、教職員課としても重く受け止めているところであり、再発防止のため、行政文書の開示決定通知を行う場合には、特定文書の名称に含まれる非開示情報を「〇〇〇に関する報告書」のように、表記しないよう改めるとともに、開示決定通知書及び特定文書の発送に当たっては、グループマネージャーを含む複数の職員が確認して行うよう改めている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

ア 異議申立人は、異議申立書において、実施機関が本件処分を行った行政文書のうち、第3の1の二重線の部分以外の不開示決定の取り消しを求めている。

イ 異議申立書の異議申立ての趣旨及び当審査会が異議申立人に確認した結果、次の文書及び情報については、本件異議申立ての対象としていないことが確認されたので、判断の対象としない。

(ア) 判断の対象としない文書

a 第2の2の(3)のサに掲げる文書

b 第2の2の(3)のケに掲げる文書

(イ) 判断の対象としない情報

a 氏名、生年月日、性別、住所（現住所）、本籍地、電話番号、家族構成、私印の印影、血液型

b 異議申立人又は異議申立人の家族に関する職業、勤務先、児童の年齢、学年・学級

2 本件異議申立ての対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件処分に係る行政文書のうち、本件異議申立ての対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、次に掲げる文書である。

ア 事故報告に係る書類

(ア) 第2の2の(1)のエに掲げる文書(以下「本件行政文書1の1」という。)

(イ) 第2の2の(1)のウに掲げる文書(以下「本件行政文書1の2」という。)

(ウ) 第2の2の(1)のイに掲げる文書(以下「本件行政文書1の3」という。)

(エ) 第2の2の(1)のアに掲げる文書(以下「本件行政文書1の4」という。)

当該文書は、体罰の発生を受け、当該小学校から市教育委員会、市教育委員会から県教育事務所、県教育事務所から県教育委員会に提出された、加害教諭及び被害児童の氏名、体罰の発生日時及び場所、体罰の概要等が記載された報告書等の書類である。

イ 懲戒処分に係る書類

第2の2の(2)に掲げる文書(以下「本件行政文書2」という。)

当該文書は、加害教諭に対する処分を決定するための起案文書で、懲戒処分書、処分事由説明書のほか、同教諭の経歴、体罰の概要、処分の量定判断等が記載された「職員の分限懲戒審査会」の資料、同教諭及び校長に対する事情聴取の記録が記載されている書類等で構成されている。

ウ 事故報告に係る書類

(ア) 第2の2の(3)のロに掲げる文書(以下「本件行政文書3の1」という。)

- (イ) 第2の2の(3)のキに掲げる文書(以下「本件行政文書3の2」という。)
- (ウ) 第2の2の(3)のカに掲げる文書(以下「本件行政文書3の3」という。)
- (エ) 第2の2の(3)のオに掲げる文書(以下「本件行政文書3の4」という。)
- (オ) 第2の2の(3)のクに掲げる文書(以下「本件行政文書3の5」という。)
- (カ) 第2の2の(3)のケに掲げる文書(以下「本件行政文書3の6」という。)
- (キ) 第2の2の(3)のウに掲げる文書(以下「本件行政文書3の7」という。)
- (ク) 第2の2の(3)のイに掲げる文書(以下「本件行政文書3の8」という。)
- (ケ) 第2の2の(3)のアに掲げる文書(以下「本件行政文書3の9」という。)

当該文書は、戒告の懲戒処分を受けた加害教諭について、被害児童の保護者から懲戒免職とすることを求める申し入れを受け、県教育委員会が記載されているような指導があったかどうか関係教育事務所を通じて関係市町村教育委員会に事実確認を依頼した結果、提出された報告書や県教育委員会が作成した陳情への対応を記載した書類である。

特に本件行政文書3の3には、被害児童の保護者の言動、相談内容の他、訴えに対する学校、市町村教育委員会等の認識、対応方針、指示事項、対応状況に加え、同教諭に対する事情聴取の記録が詳細に記載されている。

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号及び第7号に該当するとして不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりである。

(3) 本件処分において不開示とした部分については、次のとおり分類することができる。

ア 条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分

(ア) 学校名に関する情報

a 勤務先、当該学校に係る文書記号、当該学校に係る公印の印影に関する情報(以下「本件情報1」という。)

b 給食指導に係る取組の名称、施設の名称に関する情報(以下「本件情報2」という。)

(イ) 教諭の経歴に関する情報

事務分掌、経歴、所持免許、市町村の名称、前任の学校に係る文書記号、前任の学校に係る公印の印影に関する情報(以下「本件情報3」という。)

(ウ) 相談、言動、内心、陳情の内容に関する情報(以下「本件情報4」という。)

(エ) 事情聴取の内容に関する情報(以下「本件情報5」という。)

イ 条例第7条第7号に該当するとして不開示とした部分

(ア) 本件情報5(同情報について、実施機関は、第3号及び第7号のいずれにも該当すると主張している。)

(イ) 処分の目安に照らしての量定判断に関する情報(以下「本件情報6」という。)

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報1から本件情報5までを不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

(ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(イ) このうち、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

(ウ) 次に「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

イ 本件情報1について

(ア) 当該情報は、加害教諭の勤務先並びに当該学校に係る文書記号及び公印の印影に関する情報であり、公にされた場合、本件体罰事案が発生した学校名が明らかになる情報である。

(イ) 実施機関では、当該小学校が所在する市町村名、加害教諭の年齢・性別、体罰が給食時間中、教室において行われたこと等を公表している。

本件情報が公にされた場合、本件体罰事案が発生した学校名が明らかになり、一般人では加害教諭を推測することはできないものの、当該小学校に在学

する児童の保護者等は、公表された情報などと照合することにより、加害教諭が誰であるか推測することができることとなるものと認められる。

- (ウ) また、当該教諭は、懲戒処分を受けており、当該事実は、一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報に該当すると認められる。
- (エ) よって、当該情報は、当該教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

ウ 本件情報2について

- (ア) 当該情報は、当該小学校で行われている給食指導に係る取組の名称及び平成24年度の同校の遠足に関連した施設の名称に関する情報である。
- (イ) 給食指導に係る取組の名称や学校行事は、通常、当該学校の関係者には周知の情報であり、当該情報が公にされた場合、一般人では当該学校名を推測することはできないものの、当該学校に在学する児童の保護者等は、公表された情報などと照合することにより、学校名を推測することができるものと認められる。
- (ウ) よって、当該情報は、学校名を推測することができる情報であり、上記イと同様に加害教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。

エ 本件情報3について

- (ア) 当該情報は、加害教諭の経歴、前任校が所在する市町村名、前任校に係る文書記号及び公印の印影等に関する情報であり、公にされた場合、加害教諭がいつ当該小学校に異動したか、前任校の学校名等が明らかになる情報である。
- (イ) 当該情報が公にされた場合、一般人では当該教諭を推測できないものの、当該小学校に在学する児童の保護者等は、公表された情報等を基に詮索、追求した場合には、加害教諭が誰であるか推測することができることとなるものと認められる。

ただし、当該情報のうち別表2に掲げる情報については、当該情報から加害教諭が誰であるか推測することは認められない。

- (ウ) よって、当該情報は別表2に掲げる情報を除き、上記イと同様に加害教諭にとって、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。

オ 本件情報4について

- (ア) 当該情報は、体罰の被害児童の学習態度、加害教諭の指導状況、当該児童の保護者の学校長等に対する訴え、相談等の内容その他の言動及び保護者の学校長等に対する訴え、相談に対する学校、教育委員会の認識及び評価、対応状況、指示事項等に関する情報である。
- (イ) また、当該情報には、「特定の個人の心情の吐露等、個人の人格と密接に結びついた情報」、「被害児童の体罰後の心身の状況等、極めて個人的な事柄に属する情報」、「一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報」に該当する情報が含まれており、それらの情報は、一般人は当該個人を識別できないとしても、その内容からして「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であると認められる。
- (ウ) ただし、当該情報のうち、上記(イ)に該当しない情報は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは認められない。
当該情報のうち、条例第7条第3号本文に該当しない情報をまとめると別表3に掲げるとおりである。

カ 本件情報5について

実施機関は、当該情報について、条例第7条第7号にも該当する旨を主張しているので、先に同号該当性から検討することとする。

キ 以上から、本件情報1から本件情報4までについては、別表2及び別表3に掲げる部分は、条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は、同号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書の趣旨

条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、個人の権利利益を侵害せず不開示とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、例外的に開示することとし、同号ただし書イからハマまでにおいて当該情報を規定している。

イ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

- (ア) ただし書ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。
- (イ) このうち「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等

の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

(ウ) 本件情報3について

当該情報は、加害教諭の公務に関連する部分がないとも言えないが、加害教諭の推測につながる情報である。

職員が懲戒処分等を受けたことは公務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員のプライバシーに関する情報というべきものである。

よって、当該情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(エ) 本件情報4について

当該情報のうち、加害教諭に関する情報についても、職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、当該教諭の評価又は極めて個人的な事柄に属する情報であるので、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

(オ) 以上から、本件情報3及び本件情報4は、条例第7条第3号ただし書ハには該当しない。

4 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、本件情報5及び本件情報6を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第7号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として、各機関共通的に見られる事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を規定している。

イ このうち、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、

研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

(2) 本件情報5について

- ア 当該情報は、被聴取者である加害教諭又は校長において、聴取者からの質問に対して、体罰に係る事実関係はもちろんのこと、事件発生の背景として、被害児童を含む児童の学習態度や日頃の指導状況、保護者との対応状況等についてどのように認識しているか述べたものが一問一答形式で直接記録された情報である。
- イ 当該情報が公にされた場合、今後、被聴取者が自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれて、事実をありのままに証言することをためらうおそれがある。これでは、結果的に、教職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、実施機関が公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も懸念されると認められる。

(3) 本件情報6について

- ア 当該情報は、実施機関が行う加害教諭に対する処分の量定決定に係る具体的な評価の過程及び評価の観点等を記載した情報である。
- イ 当審査会が当該情報を見分したところ、加害教諭の本件体罰事案がなぜ懲戒処分に該当するのか、戒告処分を相当とするに至ったのかについて、体罰に至る経緯、体罰の態様、被害の状況、事後処理等の諸事情を踏まえた上での、実施機関の量定決定に係る評価の過程及び観点が具体的に記載されているものと認められる。
- ウ 当該情報が公にされた場合には、懲戒権者による評価の手法そのものを公にすることになり、実施機関が今後同種の処分等を行う場合において、事前に当該内容を把握した関係者が処分等を免れ、又は量定の軽減を図るために利用することも否定し得ず、結果として適正な処分等の実施が妨げられるおそれがあると認められる。

(4) 以上から、本件情報5及び本件情報6は、公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号に該当する。

よって、本件情報5については、条例第7条第3号該当性を検討するまでもなく不開示が相当である。

5 追加的主張について

実施機関は、本件の審査過程において、本件情報4については、条例第7条第7号にも該当する旨主張しているもので、当該情報の同号該当性について検討する。

- (1) 実施機関は、当該情報は、「教員の指導内容等に関して、保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等の内容に関するもの、教員の指導内容等の対象となった児童等の言動、学習態度等に関するものであるが、学校及び教育委員会がまとめたもの（学校の対応に関するものを含む）については、児童や保護者の認識と一致しないものが含まれていることから、このような情報を公にした場合には、児童や保護者との信頼関係を損ない、事案の解決を不可能とし、その後の指導等にも支障をきたすおそれがある」、「このような情報を公にしたことに対して、他の保護者にも学校の情報管理の在り方について不信感を抱かせることになり、結果的に公正かつ円滑な学校教育活動を困難にするおそれがある」旨を述べている。
- (2) 当該情報のうち、「教育委員会や学校との間での対応方針の検討、指示事項に関する情報」については、本来公にされないことを前提として行った実施機関の内部管理に関する情報であり、公にした場合には、それらの情報の性質上、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (3) また、「保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等に対する学校や教育委員会の評価や感想に当たる情報」についても、本来公にされないことを前提とした校長をはじめとする学校関係者の素直な所見等を記載したものであるので、公にした場合には、今後は素直な所見等を記載することが困難となり、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) 当該情報のうち、「教育委員会や学校との間での対応方針の検討、指示事項に関する情報」及び「保護者が学校や教育委員会に対して行った言動、相談等に対する学校や教育委員会の評価や感想に当たる情報」に該当すると当審査会が認めた情報は、別表4に掲げるものである。
- (5) よって、当該情報のうち、別表4に掲げるものは、公にすると、実施機関が行う学校教育に係る事務に関し、円滑な学校教育活動の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号に該当する。
なお、同表に掲げていない情報は、同号に該当しない。

6 条例第9条該当性について

異議申立人は、「少なくとも県は被害者家族に対し説明責任はあると思う。これは情報公開条例第9条、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号または第2号に該当する情報をのぞく。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する事ができる、に相当すると考える。」と主張しているので、同条該当性について検討する。

(1) 条例第9条について

条例第9条は、公益上の理由による裁量的開示について、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上「特に」必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

(2) 条例第9条該当性

ア 異議申立人は、県は被害者家族に対し説明責任があるとして、条例第9条に規定する公益上必要なものであると主張し、本件対象文書の開示を求めている。

イ 本条は、上記(1)のとおり、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。

ウ しかし、本件は情報公開条例に基づく請求であるので、請求者が誰かによって、判断を左右されることはない。

よって、請求者が被害者家族であるということをもって、本条による裁量的開示が必要となる、ということはない。

7 その他

異議申立人は、一部開示決定通知書の別紙に不開示情報が記載されており、本件処分と矛盾している旨を主張している。

実施機関が、本来開示すべきでない情報を誤って開示したことは遺憾であるが、それをもって、不開示情報が開示すべき情報となるわけではない。

8 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報の中には、条例第7条第3号及び第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

<p>本件行政文書3の3 (体罰事案の報告書について (平成25年2月22日付け三沢市教育委員会教育長))</p>	<p>① 勤務先、給食指導に係る取組の名称 ② 相談内容、言動、内心 ③ 事情聴取の内容</p>	<p>具体的に記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の懲戒処分等を行う場合に関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>本件行政文書3の4 (県費負担教職員の事故報告について(平成25年3月1日付け上北教育事務所長))</p>	<p>① 勤務先、市町村の名称</p>	
<p>本件行政文書3の5 (三沢市立〇〇〇小学校教諭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について(平成25年3月8日付け処理起案))</p>	<p>① 勤務先、市町村の名称 ② 相談内容、言動、内心</p>	
<p>本件行政文書3の6 (報告書(平成25年3月12日付け〇〇〇教育委員会教育長))</p>	<p>① 事務分掌、市町村の名称、文書番号、公印の印影 ② 相談内容、言動、内心</p>	
<p>本件行政文書3の7 (〇〇〇小学校体罰に係る〇〇〇の事実確認結果について(平成25年3月14日三沢市教育委員会教育長))</p>	<p>① 勤務先、施設の名称 ② 陳情の内容</p>	
<p>本件行政文書3の8 (県費負担教職員の事故報告について(平成25年3月15日付け上北教育事務所長))</p>	<p>① 勤務先、市町村の名称</p>	
<p>本件行政文書3の9 (三沢市立〇〇〇小学校教諭〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への対応について(平成25年4月11日付け処理起案))</p>	<p>① 勤務先、市町村の名称 ② 相談内容、言動、内心</p>	

別表 2 (特定の個人を識別することができる情報で開示することが相当である部分)

文 書 名	開示することが相当である部分	
本件行政文書 2 (学校職員の懲戒処分について (平成25年 2月 6日付け処理起案))	8枚目の12行目	6文字目から12文字目
本件行政文書 3の 3 (体罰事案の報告書について (平成25年 2月22日付け三沢市教育委員会教育長))	21枚目の 6行目	16文字目から19文字目

別表 3 (相談、言動、内心等に関する情報で開示することが相当である部分)

文 書 名	開示することが相当である部分	
本件行政文書1の1 (職員の事故(体罰)について(平成24年12月11日付け三沢市教育委員会教育長))	2枚目の24行目から27行目	
	同29行目から35行目	32行目の15文字目から33行目の5文字目を除く
	同38行目	
	同40行目	
	3枚目の全部	
	5枚目の8行目	
	同12行目及び同13行目	
	同16行目	
本件行政文書1の2 (県費負担教職員の事故報告について(平成24年12月14日付け上北教育事務所長))	16行目及び17行目	
本件行政文書1の3 (職員の事故(体罰)について(平成25年1月11日付け三沢市教育委員会教育長))	2枚目の11行目	
	同13行目	
	同25行目から29行目	
	同31行目	
	同32行目	
	同34行目及び35行目	
	同38行目及び39行目	
	同42行目	
本件行政文書1の4 (三沢市立〇〇〇小学校事案に係る追加書類の提出について)	2枚目の8行目	
	同10行目	

て（平成25年1月21日付け上北教育事務所岩渕主幹）	同12行目	
	同13行目	
	同17行目	
本件行政文書2 （学校職員の懲戒処分について（平成25年2月6日付け処理起案））	8枚目の22行目	
	同26行目	
	同29行目及び30行目	29行目の30文字目から30行目の22文字目
	同31行目	
	同33行目	
	同34行目	
	同39行目	
	9枚目の4行目及び5行目	
	同6行目から8行目	
	同12行目	
	同13行目	
	同14行目から17行目	
	同18行目	
	同20行目	
	同22行目	
	同23行目から25行目	
	同27行目及び28行目	
	同29行目から32行目	29行目の34文字目から30行目の32文字目を除く
	10枚目の5行目	

	同12行目	
	5枚目の表の左欄の1行目及び2行目	
	同16行目から26行目	18行目の16文字目から18文字目及び21行目の5文字目から23文字目を除く
	5枚目の表の右欄の1行目	
	6枚目の表の左欄の3行目	
	同4行目から8行目	4行目の2文字目から4文字目及び9文字目から11文字目を除く
	同12行目から23行目	
	6枚目の表の右欄の6行目	
	7枚目の表の左欄の2行目及び3行目	2行目の2文字目から4文字目を除く
	同5行目	
	同6行目から11行目	6行目の23文字目から7行目の1文字目を除く
	同14行目	
	7枚目の表の右欄の5行目から9行目	
	同17行目	
	8枚目の表の左欄の2行目から6行目	2行目の25文字目から3行目2文字目及び4行目の19文字目から21文字目を除く
	同8行目から10行目	
	同15行目	

	8枚目の表の右欄の1行目	
	9枚目の表の左欄の7行目	
	同9行目から27行目	14行目の1文字目から3文字目、15行目の8文字目から10文字目及び12文字目から14文字目、19行目の2文字目から4文字目並びに25行目の4文字目及び5文字目を除く
	同29行目から35行目	
	10枚目の表の左欄の2行目から5行目	2行目の15文字目から18文字目、20文字目から22文字目、24文字目から3行目の2文字目、10文字目から12文字目及び25文字目から4行目の2文字目を除く
	同16行目から19行目	16行目の8文字目から10文字目、15文字目から17行目の19文字目、18行目の17文字目から19文字目、19行目の17文字目から24文字目を除く
	同21行目	
	同26行目から30行目	27行目の16文字目から18文字目を除く
	11枚目の表の右欄の7行目	
	同12行目及び13行目	
	同15行目から19行目	
	12枚目の表の左欄の2行目から5行目	
	12枚目の表の右欄の4行目から8行目	4行目の5文字目及び6文字目、6行目の7文字目並びに8行目の8文字目から10文字目を除く

	同10行目から14行目	10行目の1文字目から3文字目を除く
	同17行目から20行目	
	13枚目の表の右欄の11行目から13行目	12行目の1文字目から3文字目を除く
	同23行目から30行目	24行目の11文字目及び12文字目、26行目の13文字目から27行目の2文字目、28行目の9文字目及び10文字目並びに30行目の2文字目から4文字目を除く
	14枚目の表の右欄の1行目から6行目	1行目の10文字目から12文字目及び4行目の11文字目から13文字目を除く
	同8行目から10行目	8行目の5文字目から7文字目を除く
	同11行目	
	同13行目から15行目	
	17枚目の最上部中央の手書きの4文字	
	21枚目の20行目から23行目	
	同25行目から31行目	28行目の15文字目から29行目の5文字目を除く
	同34行目	
	同36行目	
	22枚目の全部	
	24枚目の8行目	
	同10行目	
	同12行目及び同13行目	

	同16行目	
	25枚目の7行目	
	同9行目	
	同21行目から24行目	
	同27行目	
	同28行目	
	同30行目及び31行目	
	同34行目及び35行目	
	同38行目	
	35枚目の相談内容の【主訴】の部分	
	36枚目の相談員の対応の部分	
	37枚目の表題	16文字目から24文字目
	37枚目の本文の1行目	
	同3行目から10行目	5行目の4文字目から8文字目を除く
	同12行目から17行目	
	同20行目	
	48枚目の3行目から5行目	3行目の2文字目から5文字目を除く
	同7行目及び8行目	
	同11行目から13行目	
	同16行目から19行目	
	同22行目	

本件行政文書3の9 (三沢市立〇〇〇小学校教諭 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への 対応について(平成25年4 月11付け処理起案))	2枚目の1行目	16文字目から24文字目
	同6行目から9行目	6行目の3文字目から5文字目を除く
	同12行目	1文字目から3文字目
	同16行目	
	同18行目	
	同22行目	
	同27行目	

別表4 (事務事業情報(追加的主張分)で不開示とすることが相当である部分)

文書名	不開示とすることが相当である部分	
本件行政文書2 (学校職員の懲戒処分について(平成25年2月6日付け処理起案))	9枚目の27行目及び28行目	27行目の3文字目から15文字目を除く
	10枚目の13行目	7文字目及び8文字目を除く
本件行政文書3の3 (体罰事案の報告書について(平成25年2月22日付け三沢市教育委員会教育長))	6枚目の表の左欄の17行目から23行目	
	7枚目の表の右欄の5行目から9行目	
	9枚目の表の左欄の20行目から27行目	
	10枚目の表の左欄の27行目から30行目	
	12枚目の表の右欄の4行目から8行目	
	同10行目から14行目	
	同17行目から20行目	
	13枚目の表の右欄の23行目から30行目	
	14枚目の表の右欄の13行目から15行目	
	48枚目の全部	
	49枚目の全部	

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9 月 18 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成25年10月21日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成25年11月13日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成25年12月20日 (第38回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 1 月 24 日 (第39回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 1 月 29 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年 2 月 21 日 (第40回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 3 月 14 日 (第41回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 4 月 9 日	・ 異議申立人に対する照会について、異議申立人からの書面を受理した。
平成26年 4 月 11 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年 4 月 18 日 (第42回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 5 月 15 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成26年 5月16日 (第43回審査会)	・審査を行った。
平成26年 6月10日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年 6月20日 (第44回審査会)	・審査を行った。
平成26年 7月 4日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
	・実施機関からの意見書を受理した。
平成26年 7月18日 (第45回審査会)	・審査を行った。
平成26年 8月12日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年 8月29日 (第46回審査会)	・審査を行った。
平成26年 9月24日 (第47回審査会)	・審査を行った。
平成26年10月24日 (第48回審査会)	・審査を行った。
平成26年11月21日 (第49回審査会)	・審査を行った。
平成26年12月19日 (第50回審査会)	・審査を行った。
平成27年 1月30日 (第51回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年2月6日現在)